

## 4－(2) 農業後継者等助成・報奨事業（青年農業士認定者報奨）実施要領

### 1 目的

新たに認定を受けた青年農業士を担い手農家として育成支援する。

### 2 助成対象者

県知事より新たに青年農業士の認定を受けた者

### 3 報奨金

1人当たり 10千円

### 4 事業の申請，決定等

(1) 新たな青年農業士認定者は，申請書（別記様式第33号）に次の関係書類を添付し，  
県地域振興局・支庁を經由して提出する。

ア 個人情報保護の同意書 別記様式第5号

イ 助成金振込口座の写し

(2) 理事長は，提出された申請書を審査し適当と認めるときは，決定通知書（別記様式第34号）により申請者へ通知し，交付する。